

① 「戦争法案」に反対を求め、知事の政治姿勢を問います。

いま、憲法を生かすのか、壊すのかの大きな曲がり角に立っています。憲法九条を踏みにじり、日本を戦争する国にするのかが問われているのです。安倍政権は、「平和安全法制」といっていますが、中身は、アメリカの戦争に戦地まで行って軍事支援をする、集団的自衛権の名で無法な先制攻撃の戦争にも参加する可能性まで道を開くまさに戦争法案であることがこの間の国会審議でも明らかになっています。

この間、参考人として国会の衆院憲法審査会に呼ばれた憲法学者全員が、戦争法案を「憲法違反」と表明しました。さらに自民党の元幹部の国会議員が「多くの国民世論が納得していないままで、数を頼んで一方的に強行採決すれば、大きな禍根を残す」と反対表明をされるなど、世論調査でも反対が多数となっています。日本の憲法学者200人が反対の声をあげ、弁護士会も「憲法を壊すことは許されない」と声明を出すなど、党派を超え保守や革新の垣根を越えて、戦争法案反対の一点で共同のおおきな運動が起こっています。各地で抗議のデモや集会も行われています。

知事もぜひ憲法を壊し戦争する国につくりかえてしまうこの法案に反対の声をあげていただきたいと思いますが、安保法制に対し、知事はどのように認識をされているか、お聞きします。

②倉敷駅付近連続立体交差事業について、伺います。

倉敷駅付近連続立体交差事業に対し、岡山県が計画実施に、慎重な姿勢で評価作業を進めていることに敬意を表する立場で質問をいたします。

倉敷駅付近連続立体交差事業は、この計画が浮上して22年も経過しています。

二十年以上にわたってこの事業が進まない理由として、一つには、本体事業費が609億円、倉敷市が行う関連事業を含めると1000億円といわれる大事業であるということです。これは、平成25年の予算総括協議会の知事の答弁でも明らかなように、都市計画道路の整備に充当される県の平成24年度の年間予算は約六億円であり、鉄道高架の事業を15年間で実施した場合、年間50億円を超える期間が七年連続するなど、県全体の他の道路や河川の事業に何年も予算が回せなくなるという可能性が指摘されています。

二つめには、土地区画整理事業が進んでいないことです。特に第2区画整理事業の現在の進捗状況は23%であり、施工期間の延伸で、平成31年度までとなっていますが、さらに時間がかかるともいわれています。いまだに第2区画整理事業のエリアには、「区画整理断固反対」の看板がはりだされています。区画整理地域の方々には、家のリフォームや立て替えも許されず、長い経過の中で一人暮らしの高齢者も増えて換地に移るにも財政的にも体力的にも大変困難を抱えていて、公営住宅を建ててほしいという要望などもお聞きしました。まさに、住民は疲弊しています。倉敷駅周辺のまちづくりの主人公であるはずの地元住民が苦しめられているという実態に胸が痛みます。問題の

ゴールが見えることが今、なにより大切ではないでしょうか。

そこで、知事に伺います。平成25年1月に公表した3回目の費用対効果の算定結果が1を下回り、事業評価監視委員会に諮ることもできない状況です。昨年のJR山陽本線と伯備線、につづき今年、水島臨海鉄道もコスト縮減案が出されました。高架区間の縮減等により、最大で1割程度のコスト縮減に対し、便益が著しく低くなる案であり費用対効果があがっていく見通しは立たないのが実態ではないでしょうか。知事の所見を伺います。

さらに、今後の進め方として、倉敷駅付近連続立体交差事業はきっぱり中止をし、代替え策としてボトルネック踏切といわれる寿町踏切を、地下道化するなど立体化について、本格的な検討に入っていくことはできないか、伺います。

また、水島臨海鉄道のコスト縮減案も出された現時点で、今後の再評価の手順と時期はどのように考えているか、土木部長にお聞きします。

③ 医療制度の充実について

三つ目に医療制度の充実について、伺います。

まずひとつは、市町村の子どもの医療費無料制度の土台となるのが岡山県の補助制度つまり、小児医療費補助金です。しかし、岡山県は、他県と比較しても大きく遅れています。中国五県で比較しても、平成26年度における子どもの一人当たりの県の予算額は、鳥取県9715円、広島県5735円に比べ岡山は最低の2439円と低くおさえられています。特に、中核市を理由に倉敷市に対し補助率1/2を1/6にカットしています。

昨年末に子どもの医療費の無料化を実現する岡山県連絡会の呼びかけで若いお母さんを中心に集められた、倉敷市と岡山県への要望署名がそれぞれ12670筆提出されました。この時お聞きしたのは、特に障害を持っている子どもを抱えているお母さんから、「大人になるまで毎月必ず受診をしていかなければならず、財政的にも物理的にも親の負担は本当に大変です。」と訴えておられました。

倉敷市では、他市町に比べ遅れていた年齢を拡大し、今年度から中学校三年生までの入院費の無料化をすすめ、さらに、岡山県に対し県の補助率を他市と同じ1/2に戻すよう求める意見書が昨年に続き全会一致で採択されていることはご存じのとおりです。今年も、倉敷市議会議長・副議長・保健福祉委員長が直接県に意見書を持って要望されたと聞いています。そうして倉敷市も通院も中学校卒業までの実現をしていきたいということです。中核市を理由に、補助金をカットしている県は全国で四県だけ、さらに1/6まで大幅にカットしている県は岡山だけです。知事、ぜひ倉敷市の補助金カットを元に戻していただきたいが、いかがですか。

つぎに、国民健康保険の都道府県単位化による広域化について、伺います。

5月の27日に医療保険制度改革法案が強行採決されました。当初賛成していた議員が反対に回るなど問題が多く、付帯決議が19項目に上るものとなりました。とくに、公的保険のきかない医療の拡大を進めるなど、国民皆保険制度を壊す問題がはらんでいます。

また、国保の財政運営を都道府県に移行することによって、国保保険料の大幅引き上げになりは

しないかと危惧されています。この問題で5月26日の厚生労働委員会の審議で、保険局長の答弁で示された点で確認をいたします。

委員から「市町村ごとの一般会計からの法定外繰り入れができないと、保険料が上がってしまう」という点を質問すると保険局長が、「標準保険料率は各市町村で繰り入れするかどうかは各市町村のご判断で、私どもが禁止する訳ではございません。・・自治体のご判断ということになる。」と答弁しました。各自治体の多くが政策的に国保の保険料を安くするために法定外繰り入れをしている実態をうけ、新しい制度のうえでも禁止しないという明確な厚生労働省の判断がなされたといえます。県においてもこの判断に基づき市町村に伝え指導に当たっていただきたいが、保健福祉部長の考えをお聞きします。

医療の充実についての三つ目に、心身障害者医療費公費負担制度について、伺います。

平成18年に、原則1割の自己負担の導入、65歳以上の新規障害者の対象除外が強行されました。「もとの無料に戻してください」と毎年、障害者団体の方が、県議会への陳情や県への申し入れを続けておられます。「薬が手放せない」「障害者年金8万円ほどでやっと暮らしている。なのに、1000円、2000円が払えないのかといわれ悔しくてたまらなかった。」など多くの声を聴いてきました。ハンデを持ち必死に暮らしている方々が、二重に傷つけられている実態も知りました。また、重篤な障害児を抱えるお母さんからは、「子どもの医療費の無料化年齢をすぎると、月八万円の医療費の請求に驚き、パートを始めることもできず、子どもの治療を控えてほしいと思ってしまう落ち込んだ。」との話も聞きました。障害者年金をもらえない障害児の父母負担がいかに大変か、わたしは、障害者の生活と権利を守るために、この声を届けたいと質問いたします。

今の県の心身障害者医療費公費負担制度は、障害児・者の医療費に係る自己負担が導入されていること。もう一つは、県が65歳以上の新規障害者を対象から除外していること。また、給付対象でも身体障害単独では手帳2級までと狭く、所得制限も老齢福祉年金の基準を適用、精神障害者は除外など、全国的にも最低の水準となっています。中国五県と比較しても、給付対象等の制度内容が違うので一概に比較できませんが、予算総額でみても最も少なく、県民一人あたりにして鳥取県1164円、島根県1007円、広島県1542円、山口県1836円に対し、岡山県が264円、と桁違いに心身障害者医療費公費負担制度にかかる予算が低いのが分かります。この実態を知事はどう認識されていますか。

県には、障害のある人たちが安心して医療を受けられる環境を保障する大切な役割があります。心身障害者医療費公費負担制度をせめて他県並みに引き上げるべきではありませんか。心身障害者医療費公費負担制度の抜本的な改善を求めます。

一つ目は、平成18年以前の制度に戻すこと。

二つ目には、精神障害者を対象にすること。

三つ目には、内部障害3級、療育手帳B所持者も対象にすること。

四つ目には、所得制限の緩和をすること。以上検討を求めますがいかがでしょうか。

特に、障害児については、年金が受給できる20歳までの医療費の自己負担は、元の無料に戻すことを求めたいと考えておりますが、あわせて知事の所見を伺います。

また、来年6月までとされている低所得者に対する自己負担限度額の軽減措置を、今後も継続すべきと考えますが、いかがでしょうか。知事に伺います。

④ 四つ目に、港湾内に不正係留されているプレジャーボート対策について、お伺いします。

所有者が放置し管理されていないプレジャーボートの不正係留の数は、岡山県においても深刻な実態があると思います。私が聞いて現地で確認したのは、倉敷市玉島地区の昭和水門のすぐ沖に目視できただけで沈没船が二隻、明らかに廃船となり朽ちたロープでかろうじてつながっているボート五隻がありました。この場所は、平成16年の台風による高潮のために土手を越水し、中国銀行の駐車場に船が突っ込んだ所でもあります。しかし、いまだに放置船の対策がままならない実態がございいます。

今年度、放置等禁止区域の段階的な指定に向け調査検討されているとお聞きしています。ぜひ、すみやかな対策が必要と思いますが、現状はどうなっているのか答弁を求めます。

また、以前知事は、係留施設の新設は難しいので、公共と民間のマリーナの空きスペースに誘導するなど対応していくとされていますが、それでは、根本的な解決にならないのではないのでしょうか。放置等禁止区域の指定をして強制撤去した船をどこに持っていくのでしょうか。知事のお考えをお示してください。あわせて、お伺いします。

⑤ 最後に、18歳選挙権についてです。

わが党は、党創立以来18歳選挙権の実現を掲げてきました。幅広い民意が議会に反映されることは議会制民主主義の発展につながります。同時に、被選挙権の年齢引き下げや選挙運動の自由を妨げている公職選挙法の改正の検討、民意をゆがめる小選挙区中心の選挙制度の改革など、さらなる課題もあり今後とも議会制民主主義の発展を目指してまいります。

さて、18歳選挙権の実施に向け、報道でも「もう政治に無関心ではいられない。」「責任ある一票を投じることができるのか不安」などの高校生の声が紹介されていました。政治による教育現場への介入は民主主義の根幹を揺るがすもので、避けなければなりません。同時に学校現場で、自主的に政治を自由に語り考える風土を作っていくことも大切です。教育現場でも積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、教育長のお考えをお示してください。

また、松山市では、市内の大学に、期日前投票所を設置するなど学生の投票を促す取り組みを実施されたと聞いています。岡山県でも選挙権年齢が18歳に引き下げられたことをチャンスととらえ、大胆な対応で若者の政治参加と投票率の向上を目指してはいかがでしょうか。選挙管理委員会委員長のお考えをお示してください。

答弁

(知事答弁)

共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

まず、安全保障法制についてのご質問であります。安全保障は、国の責任において対処すべき事項であると考えておりますので、私自身の意見を申し上げることは、差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、倉敷駅付近連続立体交差事業についてのご質問であります。

費用対効果についてであります。費用対効果の算出にあたり勘案すべき道路計画を、倉敷市がまちづくり計画の見直しの中で検討していることや、昨年度公表したコスト縮減案は、高架事業費の縮減額を詳細に算出したものではないことから、現段階で、費用対効果の見通しを申し上げる状況ではないと考えております。

次に、今後の進め方についてであります。現在、再評価の一環として、あらゆる方策について多角的に検討しているところであり、県の対応方針について申し上げる段階ではないと考えております。

なお、再評価の視点の一つである代替案立案の可能性については、寿町踏切の地下道化などの立体化も含め、倉敷市と十分協議を行った上で、検討することとしております。

(土木部長答弁)

倉敷駅付近連続立体交差事業についてのご質問であります。

再評価の手順等についてであります。今後、倉敷市が行っているまちづくり計画の見直しも勘案しながら、コスト縮減等に関する検討案を絞っていくとともに、代替案立案の可能性についても多角的な検討を行った上で、費用対効果の分析等を行い、県議会や事業評価監視委員会のご意見を踏まえ、対応方針を定めることとしております。

また、再評価を行う時期については、現段階において、申し上げる状況ではないと考えております。

以上でございます。

(知事答弁)

次に、医療制度の充実についてのご質問であります。

小児医療費補助金についてであります。倉敷市への補助率については、中核市は保健所を設置するなど、小児の健康の保持・増進に関して大きな権限と財源を有することや、県と市町村の役割分担の考えなどから現在の補助率としているところであり、ご理解をいただきたいと存じます。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

医療制度の充実についてのご質問であります。

国民健康保険についてであります。市町村が行う一般会計からの繰り入れのうち、決算補填などを目的としたものについては、健全な事業運営の観点から、好ましくないと考えており、これまでも、指導、助言を行ってきたところであります。

平成30年度から、県が財政運営の責任主体となることも踏まえ、国民健康保険の健全な事業運営に向

け、引き続き必要な指導などを行ってまいりたいと考えております。

(知事答弁)

次に、心身障害者医療費公費負担制度のうち、実態の認識等についてであります。本制度は、国の医療保険制度を県独自の制度で補完しているものであり、各県で給付対象や給付方法などが異なるため、一概に比較することは難しいと考えております。

また、現行の制度は、給付と負担の公平を図り、持続可能なものとなるよう見直したものであり、お話の見直し前の制度内容に戻すことや、給付対象を拡大することは、現在の厳しい財政状況の下、慎重に検討すべき課題であると考えております。

次に、軽減措置についてであります。低所得者に対するこの措置については、厳しい経済雇用・情勢を踏まえた生活支援策として時限的に実施しているものであり、今後の取扱いについては、社会保障制度改革の影響や経済雇用情勢等を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、プレジャーボート対策についてのご質問であります。

平成26年度に実施した実態調査では、無許可で水域に係留されている放置艇が約6,100隻確認され、22年度調査に比べ約1,200隻減少しているものの、適正な港湾利用への支障や、高潮・津波発生時の2次災害の危険性などから、引き続き対策が必要な状況にあります。

今後、段階的に放置等禁止区域を指定することとしており、その際移動が必要となる放置艇については、一定数の保管能力が残っている公共の小型船舶係留施設や民間マリナーへの誘導を図るとともに、陸置きを含めた適正な保管を指導するなど、放置艇を減らす対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

(教育長答弁)

教育現場での取組についてであります。主権者としての意識や政治への関心を高めるには、授業等で民主政治等を理解させるとともに、政治経済等の時事的な話題を取り上げ、様々な意見や考え方を紹介し、多面的・多角的に考察するなど、探究的な学習に主体的に取り組ませることが重要であり、現在、学校での実施内容を把握し、普及することとしております。

その際、教員が政治的中立性を確保し、自信を持って指導できるよう、国の通知や副教材等を踏まえ、指導上の留意事項を作成し、周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(選挙管理委員会委員長答弁)

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

18歳選挙権についてのご質問であります。

若者の政治参加等についてであります。県選管では、投票環境の向上を図るため、市町村選管に対し、駅構内やショッピングセンター等、若者をはじめ多くの人々が往来する施設への期日前投票所の設置を検討するよう呼びかけております。

また、昨年度、小・中学生を対象に選挙出前授業を初めて実施したところであり、本年度は、高校生を対象に加え、選挙制度や投票の手續等について、幅広く周知・啓発を図ることとしております。

今後とも、こうした取組を通じて、若者を中心とした政治意識の醸成や投票率の向上が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

再質問

(須増議員)

再質問させていただきます。まず、1 問目の戦争法案に反対を求め、知事の政治姿勢を問いますという質問に対して、知事は答弁を差し控えますとおっしゃったわけですが、これはほんとに地方自治体でも、戦争法案ですので、県民が戦争に参加しなければならなくなるという大変な問題をはらんでおりますので、知事にとっても県民の命とくらしを守る責任があると思います。是非意思表示をしていただきたいと考えます。

三重県議会では慎重審議を求める意見書を提出されたときいています。地方自治体でも 116 に上る自治体が反対、慎重審議を求める意見書が可決を現在されております。さらに大きく広がるといわれています。また、世論調査でも反対が大きく上回り、先日は元内閣法制局長官が「憲法違反だ。速やかに撤回すべきだ」このこともおっしゃったわけです。憲法を変えずにこの法律を通すことは問題だということが今国会で問題になっていると思います。みんなでこの法案は反対すべきと考えますが、知事のご答弁をもう一度お願いいたします。

次に倉敷駅付近連続立体交差事業に対してもう一度お願いをいたします。

知事は費用対効果の数字については今申し上げる段階ではないとおっしゃったわけですが、私先日この問題で国土交通省にレクチャーを受けに行っていました。

この手の事業で費用対効果が 1 を下回る事業で実施した前例はあるかという質問に対し、「それは承知をしていない」ということで国土交通省は費用対効果 1 を下回る事業については実施が前例にないということをはっきりおっしゃっております。知事、もう一度この国土交通省の費用対効果の評価に対してお考えをお示しいただきたいと思います。そして、代替案、寿町踏切の地下道化などの検討に入ってくださいということですので、是非お願いをして、倉敷市とも協議をすすめていただきたいと思います。

次に国民健康保険の広域化についてお伺いをします。

私の質問にはっきり答えていただけないように思ったわけなんですけれども、国は市町村の一般会計からの法定外繰り入れは市町村に判断で自主的に行えるという答弁を頂いています。このことについては了解いただけるということでおききをしてよろしかったのでしょうか。もう一度お願いをいたします。

次に子ども医療費の問題ですけれども、中核市を理由に補助金をカットしているのは全国で 4 県だけです。先程の話では、役割分担があるわけですが、倉敷市に対して全国的には 6 分の 1 まで大幅にカットしているのは岡山だけで、倉敷市にだけこのように差別的にカットをしているのはおかしいとおもいます。是非改善を求めたいのですが、もう一度ご答弁をお願いします。

次に、心身障害者医療費公費負担制度についてですけれども、私がお聞きをしたいのは財政が厳しい中でやむを得ない状況というふうに知事おっしゃったわけですが、他県と比べてあまりにも岡山県の障害者にかかる予算が少ない、これはほんとに問題だと思います。半分とかいうのではなく、5分の1程度しか予算が組まれていないのです。全国的にも社会福祉費が40位、児童福祉費が全国44位という水準にとどまっているのも、この点から起こっているのではないのでしょうか。財政が厳しかった時代に大幅に削ってきたわけですが、財政が改善されてきているいま、この問題を放置したまま障がい者に一番犠牲を強いるようなやり方はいかかなものかと思います。ご検討をもう一度お願いをしたいと思います。

以上、知事もう一度お願いいたします。

(知事答弁)

再質問にお答えいたします。安全保障法制についても一度意見をということでありましたが、これは繰り返しになりますが、安全保障は国の専権事項であり、その議論に意見を述べることは差し控えたいと思っておりますが、国民のまた県民の生命安全の確保という点で、国においてしっかりとした議論を行っていただきたいとこのように考えております。

次に連立立体交差事業のB/Cについてどう思うのかということですが、1を切っているということですが、これについてはまだいろいろな作業が県、倉敷において並行して進んでおりますので、各関係者としっかり議論をしながら進めていきたいと考えております。

子どもの医療費のことについて再答弁をということですが、これも繰り返しになりますが、倉敷市は保健所を設置するなど小児の健康保持増進に関して大きな権限と財源を有することから、現在の補助率としているところでございます。是非ご理解を頂きたいと考えております。

心身障害者のことについてであります。この制度を変えることにいたしましては、実施主体である市町村含め大きな財政負担を伴うことから、慎重に検討すべき課題であるとこのように考えております。

以上でございます。

(保健福祉部長答弁)

国保の関係でございますが、はっきり答弁していないのではないかと、国は法定外繰り入れは、市町村が自主的に行えるというふうに言っているが、県はそれと同じように了解したと解釈しているのかというご質問でございます。国の方も私の理解では法律上、法定外繰り入れについて明確な禁止事項がないということをおっしゃったんだという風に思っております。ですので、事業の運営という観点からは当然好ましくないというものであるという風に思っておりますので、引き続き健全な事業運営に向けて市町村に対して指導、助言をしてまいりたいという風に考えております。以上でございます。

再々質問

(須増議員)

再々質問をさせていただきます。

戦争法案に反対を求める問題では、知事は先程「しっかりと国会で議論していただくことが大事だ」とおっしゃっていただきました。反対とまではいわないまでも、これほど議論になっている問題ですので、知事が慎重審議を求めるということを表明されたことは大変意味があると、私は思います。

先程、憲法を変えたらいいじゃないかというふうにはベテランの県議さんがおっしゃったんですけども、まさに憲法を変えずに閣議決定でこのような大事な問題を強行しようとするのが大きな問題だということで、保守も革新もなく、今大きな反対運動が起こっていると、私思っております。この戦争法案だけは廃案に追い込む、その思いでこれからも頑張っていきたいですし、皆さん一緒に共同していただきたいと思っております。

国民健康保険の健全な財政運営のことについてですけれども、現時点で各市町村が国保料引き下げのために、一般会計から法定外繰り入れを実施している実態がたくさんございますので、そういうことが禁止されては困るということですので、これからもそういうことが基本的に禁止されないということで是非お願いしたいと思います。

それから障がい者の医療費の問題ですけれども、知事に再度お伺いをいたします。

大きな財政負担につながるので難しいというふうにおっしゃったわけですが、どこの県にしても財政が豊かな県は少なく、どこの県も大変な中で障がい者の福祉にかかる予算を組まれていると思います。岡山県が他県に比べて極端に少ないために多くの障がい者の方々にご苦勞をかけているという実態があると思うんです。他県よりたくさん組んでくれというのではなく、せめて他県並みに予算を組む、その決断はできないのですかとお聞きをしているんですけれども、もう一度お願いをします。財政が厳しい自治体は岡山県だけではないと思います。

もうひとつ、障害者の自立支援法の問題で、国は岡山県と同じくして、国が自立支援法を制定して、岡山県が1割導入をその時に一緒に行ったわけですが、国の方は、障がい者を中心に裁判が行われ、裁判の中で国と原告団が基本合意文書を交わし、和解をしております。その中身で、障害者自立支援法制定の総括と反省というところで、国は自立支援法を立法過程において十分な実態調査の実態や障がい者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに応益負担の導入等を行ったことにより、障がい者、家族、関係者に対する多大な困難と生活への悪影響を招き、障がい者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障がい者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ今後の施策の立案、実施に当たるというふうには国は明確に述べております。応益負担、1割負担がいかに間違っていたかというのは国の総括になっております。是非とも、県においてもこの1割負担をそのまま引き継ぐのではなく、根本的に改善してほしいと思います。よろしく申し上げます。

(知事答弁)

再々質問にお答えいたします。

障がい者医療費負担制度について、財政が厳しいのは他県も同じであろうというご指摘でございます。確かに厳しいのは他県も厳しいわけですが、岡山県の場合は他県と比べても特に厳しかったという事情がございます。ほんとに破綻をしかけたということでございますので、先程の議論でも自分の県のこともそうだけれども、他県のことも考えながら自分の立ち位置を考えてきちんと運営するというこ

とであれば、今の状況はやむを得ないと考えております。以上でございます。